

平成 26 年度 第 2 回 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会

議 事 録

日時：平成 26 年 9 月 26 日（金）

10:00～11:00

場所：飛島村役場 2 階 第 3 会議室

1. 開会

○事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成 26 年度第 2 回飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会を始めさせていただきます。わたくし、事務局を務めさせていただきます、企画課の佐野でございます。よろしくお願いします。

会議に先立ちまして、当法定協議会会長の飛島村長から開会のごあいさつを申し上げます。

○久野会長（飛島村長）

【開会挨拶】

本日は、ご多用のところを飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会にご出席賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日はコミュニティバスの件をご協議いただく訳でございますが、本件につきましては、昨年度から本日の会議を合わせますと 5 回目になります。また、専門部会である飛島公共交通バス検討委員会においては 6 回にわたり、ご議論いただきました。

先般、開催されました飛島公共交通バス検討委員会では方向性が示されましたので、その旨をあとでご報告させていただきます。

皆様方の専門性のご経験をもとに、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前に送付させて頂いておりますが、会議次第の下段にあります議案第 1 号及び、資料 1 から資料 3 となります。

出席者については、席次表をもって代えさせていただきます。

当協議会は、協議会会議運営規定に基づき会議録を開示させていただきますのでよろしくお願い致します。

本日は、定数の過半数を超える委員の出席を頂いておりますので、協議会設置要綱に定める会議としての成立要件を満たしておりますことを申し添えます。

会議の進行は、協議会設置要綱に基づき、座長の伊豆原様にお願い致します。

○伊豆原座長（愛知工業大学客員教授）

おはようございます

会長から話がありましたが、これまでコミュニティバスについてずいぶん検討してきました。コミュニティバスの方向性が示されますので、後ほど協議します。

先日の協議会でも報告しましたが、公共交通活性化・再生法が改正されました。施行規則などがインターネットで公開されており、パブリックコメントの募集がなされています。また、時間があればご覧ください。

この法定協議会では、コミュニティバスや飛島公共交通バスの方向性を見出していきたいと考えます。忌憚のないご意見を頂戴し、村民の足としての事業がうまく運ぶように、ご議論をお願いします。

それでは、最初に議事録署名人を選任させていただきます。議事録署名人に飛島村議会議長鈴木様、名古屋近鉄タクシー株式会社蟹江営業所長の山口様を選任させていただきます。よろしくをお願いします。

２．報告事項

（１）飛島公共交通バス利用実績とバス検討委員会での協議結果について

○事務局

資料説明

○伊豆原座長（愛知工業大学客員教授）

バスの利用実績とバス検討委員会での協議結果について報告いただいた。

これについてご意見、ご質問をお願いします。

報告事項ですので、ご確認いただいたとして、次の議事に移ります。

３．議事

●議案第１号 飛島コミュニティバスの廃止及び飛島公共交通バス（蟹江線）の増便対応等について

○事務局

資料説明

○伊豆原座長（愛知工業大学客員教授）

ありがとうございました。

資料説明ありました。ご質問、ご意見をお願いします。

○松並委員代理（名古屋市住宅都市局）

参考に教えてください。コミュニティバスの廃止について、地域の状況が分かっていないが、資料８頁のルート図で、緑のルート無くし、青ルートについては変更するという議論はなかったのか。

○事務局

青ルートの蟹江線は、通勤通学利用されている。バス検討委員会でも議論したが、蟹江線に集まって頂くように、駐輪場を整備することで対応したい。

今のところルート変更は考えていない。住民の要望があれば考えることになる。動き出したところで判断したい。

○松並委員代理（名古屋市住宅都市局）

高齢者の利用がないのは、高齢者はタクシーチケットの利用で対応するのか。

○事務局

バス検討委員会には老人クラブの代表がメンバーとして入ってもらっている。その委員から、高齢者はドアツードアでなければ利用しない。今でも車を運転すると指摘されている。

チケットの配布をしているが福祉的な利用に限っており、通院対応については、海南病院通院支援タクシーにより、全村をカバーしている。

○伊豆原座長（愛知工業大学客員教授）

蟹江町にはコミュニティバスのバス停留所があるので、廃止についてご意見をお願いします。

○服部委員（蟹江町）

蟹江町にとっては、コミュニティバスが廃止しても蟹江線が増便されるため、逆に利便性が上がると認識しています。特に問題はありません。

○伊豆原座長（愛知工業大学客員教授）

今後の対策として、駐輪場整備、広報、補助金の取り下げも考えています。県にもバス対策協議会があるが、その協議会との関係性について、愛知県からもご意見をお願いします。

○磯谷委員代理（愛知県地域振興部交通対策課）

愛知県としては、乗合路線の廃止・退出については、原則廃止6カ月まえに愛知県バス対策協議会で協議することとしているが、バス対策協議会の設置要綱で分科会を設置できることとしており、この法定協議会が分科会にあたる。また、休止や廃止について、分科会で協議できるとしており、この法定協議会で議論できれば、バス対策協議会を通さなくてもよい。

この法定協議会で議論できれば問題がない。また、先ほど、関係する蟹江町からも意見をもらっており、路線が無くなって困る住民がいるかどうか、そのために、蟹江線を増便させ、駐輪場を整備することで問題がないと理解します。

○伊豆原座長（愛知工業大学客員教授）

ご意見ありがとうございます。バス対策協議会の分科会として協議でき問題がないとの確認ができました。

次に、国土交通省のフィーダー路線として補助金を受けています。前回会議の6月には、生活交通ネットワーク計画を定め、補助金の申請を協議した。これを取り下げるについて確認したいため、愛知運輸支局よりご意見をお願いします。

○後藤委員（国土交通省中部運輸局愛知運輸支局）

補助金の期間は10月から9月の1年間となっており、1年間運行しないと補助要件を満たさないことになります。そのため、コミュニティバスを廃止すると1年間の運行期間を満たさないことになるため、本日の法定協議会で廃止が確認されれば、補助金の取り下げを申し出てもらいたい。

次に、法定協議会での協議が整えば、廃止の1か月前に愛知運輸支局に申請すれば問題ありません。

最後に、時刻表の7頁について、バス停留所が少し過密で1分きざみとなっている部分があります。他の市町の事例では、タイトなダイヤとなり運転手が時間を守るようにあわせて運転するということがありました。今回のダイヤの見直しの際には、運行事業者の三重交通と問題がないか、いっしょに点検してください。

○伊豆原座長（愛知工業大学客員教授）

時刻表については、近鉄のダイヤ改正がありましたので、事務局でチェックをお願いします。愛知運輸支局の指摘をふまえ、三重交通と相談して、ダイヤの調整をお願いします。運転手の労働時間などについての確認もあわせてお願いします。

○鈴木委員（飛島村議会議長）

少しダイヤと比べ運行時間が遅れていると思う。それは、臨海部の木場交差点の影響があると思う。木場交差点の右折信号をつけてもらいたい。3車線にする必要はなく、2車線と右折レーンをつくり、交差点の流れを良くすべきではないか。

○事務局

道路関連事業を所管する建設課と相談し、対応方法について確認したい。

○伊豆原座長（愛知工業大学客員教授）

道路交通の流れの影響でバスが遅れてしまう。そのポイントとして、木場の交差点について指摘されました。こうした点は、時間がかかることでずっと検討しないといけないのではないかな。

○久野会長（飛島村長）

臨海部の道路整備、交差点改良は大きく時間がかかる問題です。道路整備が完了すればスムーズになると思うが、まだ事業中であり、その効果が見えない。

○伊豆原座長（愛知工業大学客員教授）

道路ネットワークの整備の進捗についての影響はあるだろう。こうした指摘については、ダイヤの見直しにあわせて柔軟に対応ください。

その他意見ありますか。ご意見がなければ、論点を申し上げましたが、コミュニティバスの廃止、廃止に係る影響の回避のための蟹江線の増便、利用環境改善のための駐輪場の整備、来年度以降も徐々に確保整備すること、広報活動を実施すること、補助金の申請の取り下げについて、事務局から提案がありました。これらの点についてご異議ございますか。

無いようであれば、合意を頂くため挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

○伊豆原座長（愛知工業大学客員教授）

全員の挙手を頂きました。議案について合意をいただいたとして、進めさせていただく。
ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

4．その他

○事務局

ありがとうございました。2点報告があります。

1点目ですが、今後の会議予定です、議案第1号の資料の最終頁にありました、廃止の手続きを進めます。加えて、蟹江線の増便対応としますが、近鉄のダイヤ改正をふまえ乗り継ぎを考慮した、蟹江線の運行計画を次回1月末の法定協議会にて、お諮りしますのでよろしくお願いします。

2点目について、活性化・再生法の一部改正に伴う対応についての報告です。関係資料として資料3をお配りしています。担当より説明させていただきます。

< 担当より資料説明 >

国の要綱の報告をまって、交通網形成計画への転換を進めます。そのため、バス検討委員会を12月～1月頃に開催し、交通網形成計画について協議します。その後、この法定協議会でも計画案を協議し、その後パブリックコメント手続きに入るように進められればと考えております。そのため、次回法定協を1月末ごろに開催させていただく予定です。

事務局からは以上です。委員の皆様方から何かございますでしょうか。

5．閉会

○事務局

特に無いようですので、以上で平成26年度 第2回飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会を終了します。ありがとうございました。

なお、お帰りの際には、お車等、気をつけてお帰りくださるようお願い致します。

本日はありがとうございました。

—閉会—

会議の経過を記載して、その相違のないことを証明するため、ここに署名する。

会長 久 野 時 男

座長 伊 豆 原 浩 二

委員 鈴 木 康 祐

委員 山 口 敏 治